

(写)

新 清 審 第 3 号  
令 和 2 年 11 月 25 日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会  
会長 山賀 昌子下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する  
特別措置法に基づく合理化事業計画について（答申）

令和2年10月28日付け、新廃対第1587号により諮問のありました標題の件について、審議した結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

下水道整備計画が見直しをされることで、し尿処理量は当初の予想より緩やかに減少すると思われる。

し尿処理は、市が実施しなければならない行政サービスであり、将来にわたり、市は安定的な市民サービスを確保し、一般廃棄物処理業者は、経営安定を図りながら、し尿運搬業務を進めて行かなければならないことから、次期合理化事業計画の策定は、必要と考えられる。

なお、策定にあたっては以下に留意すること。

- ・収集業者自らが事業の再編を確実に進めるように促すこと
- ・市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図るよう支援すること
- ・収集体制の最適化や経費の削減を実施すること
- ・下水道整備計画の見直しを背景に、次期合理化事業計画策定の実行にあたっては、終期を見据え取り組むこと